

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目次

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第1節 納税地及び納税義務	第1節 納税地及び納税義務
第2節 事業年度	第2節 事業年度
第3節 同族会社	第3節 同族会社
第4節 組織再編成	第4節 組織再編成
第5節 資本等の金額及び資本等取引	第5節 資本等の金額及び資本等取引
第6節 利益積立金額	第6節 利益積立金額
第7節 仮決算における経理	第7節 仮決算における経理
第2章 収益並びに費用及び損失の計算	第2章 収益並びに費用及び損失の計算
第1節 収益等の計上に関する通則	第1節 収益等の計上に関する通則
第1款 棚卸資産の販売による収益	第1款 棚卸資産の販売による収益
第2款 請負による収益	第2款 請負による収益
第3款 固定資産の譲渡等による収益	第3款 固定資産の譲渡等による収益
第4款 有価証券の譲渡による損益	第4款 有価証券の譲渡による損益
第5款 利子、配当、使用料等に係る収益	第5款 利子、配当、使用料等に係る収益
第6款 その他の収益等	第6款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p><u>第2款 有価証券の評価益</u></p> <p><u>第3款 固定資産の評価益</u></p> <p><u>第4款 その他</u></p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払賞与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>	<p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払賞与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
第2節 繰延資産の償却期間	第2節 繰延資産の償却期間
第3節 償却費の計算	第3節 償却費の計算
第9章 その他の損金	第9章 その他の損金
第1節 資産の評価損	第1節 資産の評価損
第1款 通則	第1款 通則
第2款 棚卸資産の評価損	第2款 棚卸資産の評価損
第3款 有価証券の評価損	第3款 有価証券の評価損
第4款 固定資産の評価損	第4款 固定資産の評価損
第2節 報酬、給料、賞与及び退職給与等	第2節 報酬、給料、賞与及び退職給与等
第1款 役員等の範囲	第1款 役員等の範囲
第2款 役員に対する報酬	第2款 役員に対する報酬
第3款 経済的な利益の供与	第3款 経済的な利益の供与
第4款 賞与	第4款 賞与
第5款 退職給与	第5款 退職給与
第6款 使用人給与	第6款 使用人給与
第7款 転籍、出向者に対する給与等	第7款 転籍、出向者に対する給与等
第8款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡	第8款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 国等に対する寄附金	第2款 国等に対する寄附金
第3款 被災者に対する義援金等	第3款 被災者に対する義援金等
第4款 その他	第4款 その他
第5節 租税公課	第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰科金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第1款 租税

第2款 罰科金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p>	<p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p>
<p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 <u>会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</u></p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p>	<p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 <u>私財提供等があった場合の繰越欠損金</u></p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p>
<p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p>	<p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p>
<p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p>	<p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p>
<p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</p>	<p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</p>

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 貸借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第14章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 貸借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第14章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

改 正 後	改 正 前
第2款 債権者等の損益	第2款 債権者等の損益
第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税	第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税
第1節 収益事業の範囲	第1節 収益事業の範囲
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 物品販売業	第2款 物品販売業
第3款 不動産販売業	第3款 不動産販売業
第4款 金銭貸付業	第4款 金銭貸付業
第5款 物品貸付業	第5款 物品貸付業
第6款 不動産貸付業	第6款 不動産貸付業
第7款 製造業	第7款 製造業
第8款 通信業	第8款 通信業
第9款 運送業	第9款 運送業
第10款 倉庫業	第10款 倉庫業
第11款 請負業	第11款 請負業
第12款 印刷業	第12款 印刷業
第13款 出版業	第13款 出版業
第14款 写真業	第14款 写真業
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業

第22款 鉱業及び土石採取業

第23款 浴場業

第24款 理容業

第25款 美容業

第26款 興行業

第27款 遊技所業

第28款 遊覧所業

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

第22款 鉱業及び土石採取業

第23款 浴場業

第24款 理容業

第25款 美容業

第26款 興行業

第27款 遊技所業

第28款 遊覧所業

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

改 正 後	改 正 前
<p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 債券の利子等</p> <p>第6款 貸付金利子の所得</p> <p>第7款 使用料等の所得</p> <p>第8款 その他</p> <p>第2節 課税標準</p> <p>第1款 国内に支店等を有する外国法人</p> <p>第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人</p> <p>第3款 国内に代理人等を置く外国法人</p>	<p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 債券の利子等</p> <p>第6款 貸付金利子の所得</p> <p>第7款 使用料等の所得</p> <p>第8款 その他</p> <p>第2節 課税標準</p> <p>第1款 国内に支店等を有する外国法人</p> <p>第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人</p> <p>第3款 国内に代理人等を置く外国法人</p>

第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人

第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第1款 通則

第2款 損金の額の計算

第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人

第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第1款 通則

第2款 損金の額の計算

第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

二 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</p> <p>1 - 6 - 2<u>令第119条の3第4項</u>.....</p> <p>(<u>適格合併等直前既修正額の計算</u>)</p> <p>1 - 6 - 5 <u>令第9条の2第3項第1号に掲げる場合に該当する場合において、同号の適格合併に係る同号イに規定する適格合併等直前既修正額に相当する部分の金額は、同号イの被合併法人が同号の適格合併の前に同条第2項の規定の適用を受けた金額(以下1-6-5において「被合併法人既修正額」という。)によるのであるから、例えば、当該被合併法人既修正額が、当該適格合併により他の連結法人(同号に規定する他の連結法人をいう。)に引き継がれた利益</u></p>	<p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</p> <p>1 - 6 - 2<u>令第119条の3第3項</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>積立金額（連結個別利益積立金額を含む。）を超える場合であっても、当該適格合併等直前既修正額に相当する部分の金額は当該被合併法人既修正額となることに留意する。</u></p> <p><u>同号の適格分割型分割に係る同号イに規定する適格合併等直前既修正額に相当する金額についても、同様とする。</u></p> <p>（最終利益積立金額の計算）</p> <p><u>1 - 6 - 6 令第9条の2第3項第1号に掲げる場合に該当する場合において、同号の適格合併に係る同号ロに規定する最終利益積立金額に相当する部分の金額は、同号ロの被合併法人の最終利益積立金額（以下1-6-6において「被合併法人最終利益積立金額」という。）によるのであるから、例えば、当該被合併法人最終利益積立金額が、当該適格合併により他の連結法人（同号に規定する他の連結法人をいう。）に引き継がれた利益積立金額（連結個別利益積立金額を含む。）を超える場合であっても、当該最終利益積立金額に相当する部分の金額は当該被合併法人最終利益積立金額となることに留意する。</u></p> <p><u>同号の適格分割型分割に係る同号ロに規定する最終利益積立金額に相当する金額についても、同様とする。</u></p>	<p>（新 設）</p>

三 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>（相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例）</p> <p>2 - 1 - 25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>（相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例）</p> <p>2 - 1 - 25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>更生計画認可の決定</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2 - 1 - 32</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>法第25条第2項《資産の評価換えによる評価益の益金算入》</u></p> <p>.....<u>法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》</u></p> <p>...</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>	<p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>更生計画の認可の決定</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2 - 1 - 32</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》</u><u>法第33条</u> <u>第2項《資産の評価損の損金算入》</u></p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>
--	---

四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</p> <p>2 - 3 - 4</p> <p>.....<u>4-1-4《上場有価証券等の価額》並びに4-1-5及び4-1-6《上場有価証券等以外の株式の価額》</u></p> <p>(注) <u>4-1-4本文</u>に定める「<u>当該事実が生じた日</u>以前1月間の当該市場価格の平均額」は、適用しない。</p>	<p>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</p> <p>2 - 3 - 4</p> <p>.....<u>9-1-8《上場有価証券等の価額》並びに9-1-13及び9-1-14《上場有価証券等以外の株式の価額》</u></p> <p>(注) <u>9-1-8本文</u>に定める「<u>当該事業年度終了の日</u>以前1月間の当該市場価格の平均額」は、適用しない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)</p> <p>2 - 3 - 9 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>…………… <u>4 - 1 - 4 本文前段 (上場有価証券等の価額)</u> ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>…………… <u>4 - 1 - 4 本文前段</u> ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>…………… <u>4 - 1 - 5 及び 4 - 1 - 6 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u> ……………</p> <p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 23 <u>令第 119 条の 3 第 7 項</u> ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>2 - 3 - 31 <u>削 除</u></p>	<p>(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)</p> <p>2 - 3 - 9 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>…………… <u>9 - 1 - 8 本文前段 (上場有価証券等の価額)</u> ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>…………… <u>9 - 1 - 8 本文前段</u> ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>…………… <u>9 - 1 - 13 及び 9 - 1 - 14 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u> ……………</p> <p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2 - 3 - 23 <u>令第 119 条の 3 第 6 項</u> ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(店頭売買有価証券の時価評価金額)</u></p> <p>2 - 3 - 31 <u>令第 119 条の 13 第 2 号 (店頭売買有価証券の時価評価金額) に規定する「店頭売買有価証券」の価格は、原則として証券取引法第 79 条の 3 (売買高及び価格の通知・公表) の規定により証券業協会が公表する「その日における最終の売買の価格」(当該価格の公表がない場合には、その日における最終の気配相場の価格) によるのであるが、事業年度終了の日において当該「その日における最終の売買の価格」がない場合において、法人が、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券について、公表基準価格 (これらの有価証券の売買の実績等に基づいて証券業協会が公表する基準価格をいう。) を当該「その日における最終の気配相場の価格」として使用しているときは、これを認める。</u></p>

(注) 気配相場に係る価格の取扱いは、2-3-30 本文（取引所売買有価証券の気配相場）を準用する。

五 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(名義株等の配当)</p> <p>3 - 1 - 1 法人が役員、使用人等の名義をもって所有している株式又は出資について受ける利益の配当又は剰余金の分配についても、法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>(名義株等の配当)</p> <p>3 - 1 - 1 法人が役員、使用人等の名義をもって所有している株式又は出資（<u>法人の有する自己の株式又は出資を含む。</u>）について受ける利益の配当又は剰余金の分配についても、法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定の適用があることに留意する。</p>

六 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3 - 2 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p>	<p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3 - 2 - 5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) <u>自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p>